



平成 28 年 2 月 10 日

各 位

会 社 名 中部瓦斯株式会社
代表者名 代表取締役社長 神野 吾郎
(コード番号 9540 名証第 2 部)
問合せ先 総務広報グループマネージャー 大嶽 有介
(TEL0532 - 51 - 1220)

定款一部変更のお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 10 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 3 月 18 日開催予定の当社第 94 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、定款の一部変更を行うものであります。なお、現行定款第 31 条第 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| (取締役の責任免除) 第 31 条 (条文省略) ② 当社は、 <u>社外取締役</u> との間で、当該社 <u>外取締役</u> の会社法第 423 条第 1 項の責任に つき、善意でかつ重大な過失がないとき は、法令が定める額を限度として責任を負 担する契約を締結することができる。 | (取締役の責任免除) 第 31 条 (現行どおり) ② 当社は、 <u>取締役</u> (業務執行取締役等 <u>あるものを除く。)</u> との間で、当該 <u>取締役</u> (業務執行取締役等であるものを除く。) の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善 意でかつ重大な過失がないときは、法令が 定める額を限度として責任を負担する契 約を締結することができる。 |
| 第 32 条～第 40 条 (条文省略) | 第 32 条～第 40 条 (現行どおり) |
| (監査役の責任免除) 第 41 条 (条文省略) ② 当社は、 <u>社外監査役</u> との間で、当該社 | (監査役の責任免除) 第 41 条 (現行どおり) ② 当社は、 <u>監査役</u> との間で、当該 <u>監査役</u> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> | <p>の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 3 月 18 日（金）

定款変更の効力発生日 平成 28 年 3 月 18 日（金）

以上